

令和 7 年 度

第 4 回西条市地域公共交通活性化協議会

- 1 報告事項
西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について
- 2 協議事項
令和 8 年度事業計画（案）・収支予算（案）について

※参考資料

- 西条市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

備考欄記載のとおり、本協議会委員の変更がございましたので報告します。就任後の本協議会の委員名簿は以下のとおりです。

令和7年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和8年3月2日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役員	委員			備考
		機関・団体	役職名	氏名	
第1号	会長	西条市	副市長	明比 卓志	
		西条市	市民生活部長	高橋 和良	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	取締役運輸部長	川田 卓哉	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	吉岡 勉	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	石川 英治	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	矢野 英敏	
第3号		西条警察署	交通課長	渡邊 高明	
		西条西警察署	交通課長	古谷 剛	委嘱日：3/2 変更事由：人事異動
第4号	副会長	西条市連合自治会	会長	福田 昭芳	
		西条市老人クラブ連合会	会長	江原 哲治	
		西条市連合婦人会	会長	野田 ゆり子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	岡田 澄雄	
	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	渡部 寛之	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	山本 美恵子	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	山本 悟史	
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	松浦 和仁	
アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也	
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	

【協議事項】

令和8年度事業計画（案）・収支予算（案）について

1 令和8年度事業計画（案）

西条市地域公共交通計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和8年度の取り組みとして、以下の事業を実施する。

(1) 西条地域デマンド型乗合タクシー運行

西条地域における通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。なお、令和7年10月1日からは市之川地区を運行エリアに加えている。

- 対象者 西条地域（大保木・加茂地区除く）在住者
- 運行エリア 西条地域（大保木・加茂地区除く）
- 運行日 毎週火・金曜日
- 運行ダイヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1便	9:00	前日 16:00
2便	11:00	前日 16:00
3便	13:00	当日 10:00
4便	15:00	当日 10:00

(2) 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の加茂地区と西条地域市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

- 対象者 加茂地区在住者
- 運行エリア 加茂地区から西条地域市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運行日 毎週火曜日（藤之石・千町、川来須4回/月、荒川1回/2月）
- 運行ダイヤ

便	(市街地→加茂)	(加茂→市街地)	予約受付締切
	出発時間	出発時間	
1便	7:30	8:30	前日 16:00
2便	14:30	15:30	当日 13:30

(3) 東予地域デマンド型乗合タクシー運行

東予地域における通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

- 対 象 者 東予地域 {黒谷 (庄内地区の一部運行区間) 除く} 在住者
- 運 行 エ リ ア 東予地域 {黒谷 (庄内地区の一部運行区間) 除く}
- 運 行 日 毎週月・木曜日
- 運 行 ダ イ ヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1 便	9:00	前日 16:00
2 便	11:00	前日 16:00
3 便	13:00	当日 10:00
4 便	15:00	当日 10:00

(4) 黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の黒谷地区と東予地域市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

- 対 象 者 黒谷地区 (庄内地区の一部運行区間) 在住者
- 運 行 エ リ ア 東予地域内
- 運 行 日 毎週火曜日
- 運 行 ダ イ ヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1 便	9:00	前日 16:00
2 便	15:00	当日 10:00

(5) 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行

丹原地域における通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。なお、令和7年10月1日からは、丹原地域を平野部と山間部 (桜樹地区) に分けて運行を行っている。

- 対 象 者 丹原地域在住者 (桜樹地区除く)
- 運 行 エ リ ア 丹原地域内 (桜樹地区除く) + 東予地域の一部 (西部支所・周桑病院)
- 運 行 日 毎週月・金曜日

○ 運行ダイヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1便	9:00	前日 16:00
2便	11:00	前日 16:00
3便	13:00	当日 10:00
4便	15:00	当日 10:00

(6) 桜樹地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の桜樹地区と丹原地域市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として、運行を継続する。

○ 対象者 桜樹地区在住者

○ 運行エリア 丹原地域内＋東予地域の一部（西部支所・周桑病院）

○ 運行日 保井野方面：火曜日/楠窪方面：水曜日/千原・白坂方面：木曜日

○ 運行ダイヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1便	8:30	前日 16:00
2便	12:30	当日 10:00

(7) 小松地域デマンド型乗合タクシー運行

小松地域における通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

○ 対象者 小松地域在住者（石鎚地区除く）

○ 運行エリア 小松地域内（石鎚地区除く）＋西条地域の一部（マルナカ氷見店）＋東予地域の一部（西部支所・周桑病院）

○ 運行日 毎週火・金曜日

○ 運行ダイヤ

便	運行時刻	予約受付締切
1便	9:00	前日 16:00
2便	11:00	前日 16:00
3便	13:00	当日 10:00
4便	15:00	当日 10:00

(8) 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部の交通不便地域（バス路線から離れ、交通施策の導入されていない振興山村地域）に居住する高齢者を含む世帯への移動時における助成事業としてタクシー利用券の交付を継続することにより、移動手段の確保を図る。

○ 利 用 条 件 以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。

- ・ 西条市に住民登録のある75歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
- ・ 振興山村の指定地域(旧加茂村、旧大保木村、旧千足山村、旧桜樹村)に居住する世帯。ただし、デマンド型乗合タクシーが運行している地域は対象外
- ・ 路線バスのバス停から半径400m外又はバス路線から左右400m外に居住する世帯
- ・ 市税等の滞納がない世帯

○ 助 成 額 年間12,000円/世帯（額面1,000円×12枚）

(9) 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス及びデマンド型乗合タクシーに対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施する。

- 令和9年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

《地域内フィーダー系統補助の概要》

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用についての支援制度

※フィーダー補助金額の内示後、補正予算を計上する予定

(10) 西条市地域公共交通計画に掲げる目標達成に向けた事業の実施

西条市地域公共交通計画に掲げる目標達成の評価指標として学習会等の実施を設定しており、令和8年度は以下の事業を実施する。

① 交通環境学習の実施

○市内イベントを活用したバスの乗り方教室等の開催

・イベントの参加者を対象にしたバスの乗り方教室を実施する。

② 勉強会等の実施

○令和7年度に、大阪工業大学が愛媛県内の高校生・市内中学生を対象に実施した通学に関するアンケート調査に基づき、アンケート結果の報告と分析に合わせて、地域公共交通の利用者数増加に向けた勉強会を実施する。

③ その他、利用促進に向けた啓発活動

2 令和8年度収支予算（案）

【歳入】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 負担金				
1 負担金				
1 負担金	24,169,000	17,773,000	6,396,000	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	9,126,000	△ 9,126,000	※前年度予算はR8.1月に9,126,000円増額補正
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入				
1 諸収入				
1 諸収入	0	0	0	
合 計	24,169,000	26,899,000	△ 2,730,000	

※R8.1月補正（補助金）は、地域内リーダー系統確保維持費 9,126,000円

【歳出】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 運営費	1,557,000	1,605,000	△ 48,000	
1 会議費				
1 会議費	886,000	878,000	8,000	報償費、旅費
2 事務費				
1 事務費	671,000	727,000	△ 56,000	需用費、役務費、勉強会に係る経費
2 事業費				
1 事業費				
1 事業費	22,612,000	25,294,000	△ 2,682,000	※詳細は、下記事業費内訳参照
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0	0	0	
合 計	24,169,000	26,899,000	△ 2,730,000	

※ 事業費内訳

（単位：円）

事業名	本年度予算(A)	前年度予算(B)	差額(A-B)	備考
西条地域デマンド型乗合タクシー運行費	7,778,000	6,551,000	1,227,000	
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行費	1,004,000	896,000	108,000	
東予地域デマンド型乗合タクシー運行費	5,228,000	4,410,000	818,000	
黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行費	631,000	528,000	103,000	
丹原地域デマンド型乗合タクシー運行費 (R7.9月末まで)	0	1,018,000	△ 1,018,000	
丹原地域デマンド型乗合タクシー運行費	2,522,000	732,000	1,790,000	
桜樹地区デマンド型乗合タクシー運行費	2,904,000	851,000	2,053,000	
小松地域デマンド型乗合タクシー運行費	2,497,000	1,134,000	1,363,000	
西之川線運行費	0	9,126,000	△ 9,126,000	※前年度予算はR8.1月に9,126,000円増額補正
山間部交通不便地域移動助成事業費	48,000	48,000	0	
合 計	22,612,000	25,294,000	△ 2,682,000	

西条市地域公共交通活性化協議会規約

平成26年 2月24日
改正 平成26年 4月30日
改正 平成26年 6月 5日
改正 平成26年12月 5日
改正 平成27年 4月28日
改正 令和 3年 5月 6日
改正 令和 5年 3月28日
改正 令和 6年 3月27日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月27日から施行する。

別表（第4条関係）

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
法第6条第2項第4号	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部